



令和元年 第2回臨時会

会 議 録

(令和元年5月13日)

枕 崎 市 議 会

令和元年
枕崎市議会第2回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1日間（5月13日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
5月13日（月）	本会議	前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 議長の選挙 4 副議長の選挙 5 議席の指定 6 会議録署名議員の指名 7 会期について 8 常任委員の選任について 9 議会運営委員の選任について 10 休 憩 11 再 開 12 各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果報告について 13 南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙 14 南薩介護保険事務組合議会議員の選挙 15 休 憩 16 再 開 17 議案上程（日程第11号－第15号） 18 提案理由の説明 19 質疑、討論、表決 20 枕崎市議会報調査特別委員会の設置について（追加日程1号） 21 継続調査の申し出（追加日程2号） 22 閉 会
		委員会	前 10：10 1 総務文教委員会 前 10：10 1 産業厚生委員会 前 10：13 1 議会運営委員会

本 会 議 第 1 日

(令和元年 5 月 13 日)

令和元年枕崎市議会第2回臨時会

議事日程（第1号）

令和元年5月13日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		議長の選挙	
2		副議長の選挙	
3		議席の指定	
4		会議録署名議員の指名	
5		会期について	
6		常任委員の選任について	
7		議会運営委員の選任について	
8		各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果報告について	
9		南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙	
10		南薩介護保険事務組合議会議員の選挙	
11	1	令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）	
12	2	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	
13	3	枕崎市防災行政無線同報系デジタル化施設整備工事の請負契約の変更について	
14	4	専決処分の承認を求めることについて	
15	5	専決処分の承認を求めることについて	
追加 1		枕崎市議会報調査特別委員会の設置について	
追加 2		継続調査申し出について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 永 野 慶一郎 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 吉 嶺 周 作 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 吉 松 幸 夫 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

松 田 章 子 書記
清 水 裕 美 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
佐 藤 祐 司 財政課長
田 中 幸 喜 総務課参事
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 眞 一 税務課課税係長
福 永 賢 一 福祉課主幹兼社会係長
籠 原 正 二 企画調整課企画調整係長
小 峯 恵美子 監査委員事務局長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
堂 原 耕 一 企画調整課参事
中 山 俊 吾 総務課行政係主任

小 泉 智 資 副市長
東中川 徹 企画調整課長
神 園 信 二 税務課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 野 優 治 健康課保険医療係長
木口屋 和 彦 税務課管理収納係長
中 原 勝 一 総務課危機対策係主任
奥 山 博 史 福祉課社会係参事補
水 流 敏 幸 監査委員
桑 原 英 樹 商工振興係長
山 口 太 総務課行政係長
鮎 川 智 総務課行政係主事

午前9時30分 開会

○立石幸徳臨時議長 一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。

令和元年第2回臨時会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

この際、議事の進行上、仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1号議長の選挙を行います前に、禰占通男議員、中原重信議員の2人の議員から発言を求められておりますので、議会基本条例第7条第6号の規定により、順次、これを許可いたします。

まず、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○5番禰占通男議員 このたび、枕崎市議会本会議場において、議長の選出に係る所信表明の開催に際し、機会を与えていただきましたことに対しまして、議員並びに関係各位に深く感謝申し上げます。

私の所信について申し上げます。

4月に実施されました市議会議員選挙では、新聞、テレビのメディアが本市の選挙状況を取り上げました。今も市民からは質問があります。

この選挙結果については、各議員の方々も真摯に受けとめておられると思います。

議会改革は、常に絶え間なく取り組まなければなりません。議員それぞれの思想、信念の相違を認め、尊重しつつも自由な議論が総意を導き出すことです。市民のための市政ができるよう、二元代表制の一翼を担う強い議会、また、本市議会基本条例の本旨である市民の声を反映する開かれた議会の実現に向けて取り組みます。

例を申しますと、市民と議会の距離を縮めるために、制限時間を設けた上で、請願、陳情者の直接発言の機会、また傍聴者の直接発言の機会、そして市民の演説の機会を考えています。

また、市民の皆様が市政に参加できるように、市民の公開討論会並びに議員の公開討論会の設置にも取り組みます。補足しますと、市民の公開討論会については、市民と市議会との意見交換会もありますが、市民がより一層市政に関心を持っていただくように、それにより参加者の中から本市の市議会を目指してもらうためです。

議員の公開討論会は、今回の選挙におきましては、無投票のために選挙公報は配布されませんでした。議員の公約、政治姿勢は市民に公開すべきと思っております。

市民の皆様のご理解を得られる議会運営に取り組むことを誓い、そのためにも議員各位におかれましては、何とぞ御理解と御支援を切にお願いし、私の所信とさせていただきます。ありがとうございました。

○立石幸徳臨時議長 次に、中原重信議員。

[中原重信議員 登壇]

○2番中原重信議員 議長選挙に対しまして、発言の機会をいただきましたので、所信を述べさせていただきます。

初めに、先ほど禰占議員からも発言がありましたように、今回の市議選結果につきましては、無投票ということになりました。

これに対しましては、市民の声、そしてまた、ここにお集まりの議員の皆さんも、それぞれの考え、思いがあるのではないかと考えています。

私はまず初めに、枕崎市議会の適正化に向けた取り組みを皆さんと一緒に時間をかけて、いろいろ調査・研究しながら最初に取り組んでまいりたいと思っています。

次に、市議会の役割としては、市民から付託を受けた代表として、常に市民が主人公の立場に立って市民生活向上のために、使命と責任を果たす覚悟であります。

そのために、私自身先頭に立って議会改革やいろいろな面で皆さんの声を聞きながら改革を進めていきたいと思っています。

次に、市議会のあり方としては、市民に開かれた議会としては、市民の皆様の意見を真摯に受けとめ、謙虚に耳を傾けながら、ともに考え、そしてともに前へ進む議会をつくっていききたいと思っています。今まで実施しております市民と語る会等を含め、さらに情報公開については、充実してまいりたいと思っています。

次に、議会と執行部の関係につきましては、議会制民主主義に基づき、二代表制の一翼を担う議会として一定の緊張感を持ち、是々非々の立場で臨んでまいります。市民にとってよりよい市政実現を目指すために、議員同士でもいろいろな角度から議論し合って、納得できる合意形成を図ってまいります。

最後に議長の責務としては、枕崎市議会基本条例第5条にありますように、議長は市議会を代表して、中立、公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならないと定められております。これは、堅持してまいりたいと思います。

どうか、皆様方の御賛同と御支持を賜りますよう心からお願い申し上げ、私の議長選挙に対する所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○立石幸徳臨時議長 日程第1号議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○立石幸徳臨時議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○立石幸徳臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○立石幸徳臨時議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○立石幸徳臨時議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○立石幸徳臨時議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、1番眞茅弘美議員、3番上迫正幸議員、4番沖園強議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○立石幸徳臨時議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、中原重信議員8票、禰占通男議員6票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3,500票であります。

よって、中原重信議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選された中原重信議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

それでは、登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

[中原重信議員 登壇]

○**中原重信議員** 皆さん、御選任いただき本当にありがとうございました。皆さんと一緒にあって、市民から信頼される議会を目指して一生懸命取り組んでまいります。皆さんの御協力をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○**立石幸徳臨時議長** 議長と交代いたします。

[立石幸徳臨時議長退席 中原重信議長着席]

○**中原重信議長** 次に、日程第2号副議長の選挙を行います前に、吉松幸夫議員、清水和弘議員の2人の議員から発言を求められておりますので、議会基本条例第7条第6号の規定により、順次、これを許可いたします。

まず、吉松幸夫議員。

[吉松幸夫議員 登壇]

○**11番吉松幸夫議員** 副議長選に当たり、所信を表明させていただく機会をいただきまして、ありがたく感謝いたします。

私が16年前に市議会議員選挙に出ましたとき、子供が3人おりました、子育て真っ最中でありました。そのころ少子化の問題等あり、教育環境が危ぶまれた時代でありました。それから16年たち、子供たちが成人して子育ては終わりましたが、枕崎にはまだ多くの子供たちがおります。子育てに終着点はありません。

私は、教育環境を整備することを一生懸命、これまでやってまいりました。これからもそこに全力を注いでまいりたいと思っております。枕崎の子供の未来のために我々は仕事をさせていただいている、子供たちのために政治があるというふうな信念でこれまで頑張ってきてまいりました。

これからもそのようにやってまいりたいと思っております。この教育環境を保つことに全身全霊を傾けてまいります。どうか、その気持ちを皆さんに御賛同いただいて、まいりますのでよろしくお願い申し上げます。

○**中原重信議長** 次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○**13番清水和弘議員** 私は副議長選出に当たり、所信を述べさせていただきます清水和弘でございます。

私は平成23年4月に議員になりましたが、議員になる前から労働基準法第11条の労働賃金は労働の対償とし支払われるもの、また憲法第15条公務員を選定し、これを罷免することは国民固有の権利であり、全ての公務員は全体の奉仕者であり、一部の奉仕者ではない、このことを私は最低限、議員は守らなければならないと考え、現在もそのような活動をしております。

今回の枕崎市議会議員選挙では、市議会議員立候補は定数に満たなかったことに対し、報道機関からいろいろ言われました。また多くの住民から、なぜ立候補者が13人ではだめなの、そのような声が多数ありました。

議員に立候補される方は、枕崎市の財政状況等を理解し、また枕崎市民間企業の年収について

も大体の額を御存じだと思っております。そのような中、議員になった暁には、議員としての立場や目的を持って、市民が一番という市民目線で市民の声を行政に反映させる気持ちで議員になっておられると思います。

この4年間の枕崎市議会の状況を多くの市民が見て、市議会議員選挙の無投票選挙につながったと私は考えております。

市議会から離れた住民感情をこの議会に引き寄せるためには、議長、副議長選挙の選出、この結果が今後の投票につながっていくと私は考えております。

地方議会は、議員と首長の二代表制となっております。その一翼を担う議会は、執行機関と独立・対等の関係にあります。議会は、地方自治体の基本事項を決定する決定権、団体意思の決定機能と執行機関を監視・評価する2つがあります。また、首長は独任制であります。

議会は複数で構成される合議制の機関でありまして、したがって、議会はその審議の場に多様な住民の意見を反映させ、審議の過程においてさまざまな意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら合意形成し、政策を決定していくことが我々議員に求められております。

執行機関の監視・評価に関する議会の権限については、地方自治法の検査権、監査権など、制度的に保障されております。また、個人的権限につきましては、一般質問が認められており、執行機関を批判、監視する上で重要な機能となっております。

しかし、現在の枕崎市議会は、このような機能が低下している状況にあると私は判断しております。元気な枕崎市を取り戻せるためには、議員一人一人の行動しかありません。市民が皆さんに期待しております。

私は、議長を補佐する立場はもちろんです。ただし、平成18年9月の地方自治法改正により、議長への臨時会招集請求権の付与、委員会への議案提出権の付与、専決処分の要件の明確化など議会の権限が強化されております。

今後、私はこの議会の政策・立案能力を向上させるためにも制度を積極的に活用してまいりたいと考えております。どうか議員の皆さん、私のこの所信表明を御理解賜りますようお願いいたします。ありがとうございました。

○中原重信議長 次に、日程第2号副議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○中原重信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○中原重信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○中原重信議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○中原重信議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、5番禰占通男議員、6番城森史明議員、7番豊留榮子議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○中原重信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、吉松幸夫議員8票、清水和弘議員6票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3,500票であります。

よって、吉松幸夫議員が副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選された吉松幸夫議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

それでは、登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

[吉松幸夫副議長 登壇]

○吉松幸夫副議長 ただいま副議長に選出していただきまして、本当にありがとうございます。

副議長という職務、議長を補佐し、そして、行政としっかりと向き合って、開かれた議会を皆様に届けられるように頑張りますので、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○中原重信議長 ただいま議長、副議長が決定いたしましたので、先例により1番及び14番の仮議席の交代をお願いいたします。

議長は1番、副議長は14番となります。眞茅弘美議員は2番、永野慶一郎議員は11番の議席に御着席願います。

次に、日程第3号議席の指定を行います。

議席は、会議規則第2条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

次に、日程第4号会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員として、2番眞茅弘美議員、13番清水和弘議員を指名いたします。

次に、日程第5号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第6号常任委員の選任についてであります。委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、総務文教委員会委員に永野慶一郎議員、豊留榮子議員、中原重信、立石幸徳議員、沖園強議員、上迫正幸議員、東君子議員。

産業厚生委員会委員に、吉嶺周作議員、下竹芳郎議員、禰占通男議員、吉松幸夫議員、眞茅弘美議員、清水和弘議員、城森史明議員。

以上の方をそれぞれ指名いたします。

次に、日程第7号議会運営委員の選任についてであります。委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、沖園強議員、豊留榮子議員、永野慶一郎議員、清水和弘議員、下竹芳郎議員、吉嶺周作議員を指名いたします。

ここで委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時8分 休憩

午前10時19分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8号各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果報告についてですが、先ほど、各委員会での委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

総務文教委員会委員長に永野慶一郎議員、副委員長に豊留榮子議員、産業厚生委員会委員長に吉嶺周作議員、副委員長に下竹芳郎議員、議会運営委員会委員長に沖園強議員、副委員長に豊留榮子議員がそれぞれ選出されました。

次に、日程第9号南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

この選挙の定数は3人であります。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○中原重信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○中原重信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○中原重信議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○中原重信議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、8番吉嶺周作議員、9番立石幸徳議員、10番下竹芳郎議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○中原重信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、立石幸徳議員7票、中原重信4票、上迫正幸議員3票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は1.166票であります。

よって、立石幸徳議員、中原重信、上迫正幸議員が、南薩地区衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました立石幸徳議員、中原重信、上迫正幸議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

次に、日程第10号南薩介護保険事務組合議会議員の選挙を行います。
この選挙の定数は、3人であります。
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

- 中原重信議長 ただいまの出席議員数は14人であります。
念のため申し上げます。
投票は、単記無記名であります。
投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。
投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

- 中原重信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

- 中原重信議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

- 中原重信議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

- 中原重信議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、11番永野慶一郎議員、12番東君子議員、13番清水和弘議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

- 中原重信議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数14票。
これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、有効投票14票、無効投票0票。
有効投票中、清水和弘議員7票、中原重信4票、眞茅弘美議員3票。
以上のとおりであります。
この選挙の法定得票数は1,166票であります。
よって、清水和弘議員、中原重信、眞茅弘美議員が南薩介護保険事務組合議会議員に当選されました。
ただいま当選された清水和弘議員、中原重信、眞茅弘美議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。
ここで午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時53分 再開

- 中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、日程第11号から第15号までの5件を一括議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

- 前田祝成市長 今回の選挙によりまして、新たに議員となられた3名の方々を含めまして14

名の方々が当選されました。

新しい議会の体制も整いましたところで、私どもも市民に開かれた市政を目指して懸命に頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係1件、条例1件、枕崎市防災行政無線同報系デジタル化施設整備工事の請負契約の変更について1件及び専決処分の承認を求めることについて2件の計5件であります。

まず、議案第1号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

市の予算における当年度の会計年度の名称については、国に準じ、当年度全体を通じて「令和元年度」とすることとし、これに伴い、当年度予算の名称は「令和元年度予算」と表示しております。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,810万円を追加し、予算総額を119億7,010万円にしようとするものです。

補正予算の内容は、今般の消費税率引上げに対応した国の対策として、プレミアム付商品券の発行が予定されておりますが、その所要経費をお願いしてあります。

次の議案第2号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正により、地方公共団体に対する寄附に係る個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入がなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

次に、議案第3号枕崎市防災行政無線同報系デジタル化施設整備工事の請負契約の変更について申し上げます。

これは、枕崎市防災行政無線同報系デジタル化施設整備工事の施工内容の変更に伴い、同工事の請負契約の変更契約を締結したいので、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第4号専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充等がなされたこと等に伴い、枕崎市税条例等の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次の議案第5号専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額及び軽減判定所得の算定に係る基準額の引き上げがなされたこと等に伴い、枕崎市国民健康保険税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については会議規則第53条のただし書を適用して、回数

制限はしないことといたします。

なお、質疑については、日程順にそれぞれ行います。

まず、日程第11号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 臨時議会にかかわらずですね、5つの議案が提案されていますので、質疑についてはできるだけまとめてお尋ねしますので、答弁漏れのないようにお願いをしておきます。

このプレミアム商品券については私自身は、さきの3月議会の一般質問でも幾つかお尋ねをしたんですけども、3月時点とその後、国のほうの動きも若干変わってまいりまして、3月議会の時点では3歳未満という6月1日を基準にするということでしたけれども、今度のこの資料にも出てるように、ことし9月30日まで誕生したところが対象になるということで、10月からの取り扱いにしては非常に執行部の皆さんも慌ただしい対応になるんじゃないかとその辺を懸念しながらですね、最初に3点ほど。

1点目は予算書の7ページにあるんですが、印刷製本費を約265万円ですか、計上してございます。

当然、この印刷費の中には、商品券、つまり金券となる商品券の印刷代が含まれていると思うんですけども、金券をですね、印刷するということになりまして、当然ながら偽造防止ということに十二分な留意をしなければならないと思うんです。その辺の配慮といいたいまいしょうか、どういうふうにしてこの偽造防止をされているのかですね。

次に、2点目として、このプレミアム商品券を取り扱う店舗、お店、住民の側からいきますと、商品券が利用できる店舗ということで、これも資料によりますと、公募をするようになっておりますね。既にお隣の南さつま市では、この間、南さつまの広報5月号を拝見しますと、5月7日から南さつま市はもう公募に入っております。本市の場合は、この公募ということについてはどういう対応をしていくのかお尋ねします。

3点目、これも資料に出されているんですが、商品券購入者には第三者への転売、譲渡はするなど、そのことを周知方をしなさいということになっているんですけどね、どうも6,500名、7,000名近くの対象者に金券が出回っていく中で、この辺の対応も非常に大事なところなんですけど、転売、譲渡ということにどのようなチェックをされるのか。最初に、以上3点お尋ねをします。

○山口英雄福祉課長 まず1点目の偽造防止関係ですけれども、今回発行いたしますプレミアム付商品券につきましては、国のほうからも当然ながら偽造防止の措置を講じるようにというふうに通知がなされております。

本市といたしましては、今、例示としてですね、偽造防止の措置を施した見本とかも来ておりますので、そういったものも参考にしながら、偽造防止、それからコピーをしたときに複写とかいう表示が出るようなそういった形でですね、偽造防止をきちんと講じた商品券として発行しようというふうに考えているところでございます。

なお、市内の事業者でも偽造防止に関しては対応できるということでございましたので、そこら辺も含めてですね、今後、適正に執行していきたいというふうに考えております。

それから、2点目の小売店の募集の関係でございますけれども、今回のプレミアム付商品券事業につきましては、国のほうから使用可能店舗を一部の店舗に限ることはだめと、禁止というふうに通知が来ておりますことから、プレミアム付商品券の使用可能な店舗につきましては、市のほうで公募することになります。

公募の方法につきましては、市の広報紙やホームページ等で本事業に参加する店舗を広く募集したいというふうに考えておまして、現時点では6月から7月ごろに公募をかけたいというふうに考えております。なるべく多くの店舗が参加できるように広く公募していきたいというふうに考えております。

それから、3点目の転売の関係でございますが、国からの通知によりまして、今回のプレミアム付商品券につきましては、転売は禁止というふうにされております。

ただ、一旦販売したプレミアム付商品券につきましては、転売がなされたのかどうかというチェックはなかなか難しいところではあると思いますけれども、転売が禁止ということをあらかじめ広報紙とかホームページ、お知らせ版等で再三周知をして、転売を防止するようというふうな対策を講じていきたいというふうに考えております。

○9番立石幸徳議員 偽造防止の関係ではですね、国のほうでも商品券ではありませんけれども、令和の年代、令和時代に入ったということを記念して新しいお札を検討されていますね。

しかし、国のそういう金券を、お札をつくる造幣局でさえ、新千円札になるのか万円札になるのか知りませんが、一番気にしてるのが、偽造がされないようにちゅうことを相当、財務省のほうでも検討してるみたいです。

それから、ちょっと学校名は忘れましたが、最近でもある学校で、学校の中でお札の偽札が使われて、子供のやることだからということで、一応、刑事告発、刑事問題にはしないということでしたけれども、どうもですね、こういう市内の印刷屋を別に変に疑ってはいませんが、偽の商品券が出ないように、十二分に事故のないように配慮をさせていただきたいと思います。

それから、一番の課題といたしましょうか、6,500人ぐらいの対象者に2万円で5,000円のプレミアムということで、地域経済活性化ということの狙いになるんでしょうけれども、この商品券が低所得者あるいは3歳未満の世帯に完売がされるのかなということで、私はちょっと首をかしげるところもあるんですけれども、完売されるかどうか、あるいはその後の処理といたしましょうか、そういった点についてはどういった見通しを持っているのかですね、私はこの点を聞いて質疑を終えたいと思います。

○山口英雄福祉課長 プレミアム付商品券について対象者に全て完売できるのかっていうお尋ねでございますが、今回のプレミアム付商品券の発行に関しましては、対象者は、今、議員が言われたとおり、低所得者といったことも対象でございますので、購入しやすいような額面で、またさらに購入しやすいような環境をつくるということで、本市のほうでも500円券の10枚つづり、これを1セットとして最大5セットまで購入できると。

それから、販売期間につきましても、本年10月から来年の2月末までというふうに長期間確保をしております、その期間内にそういった資金の都合によって御購入いただきたいというふうに考えております。

私どもといたしましては、できるだけ多くの方にですね、こういったプレミアムのついた商品券を購入いただきまして、家庭の支えにですね、していただきたいというふうに考えておりますので、対象者にはですね、プレミアム付商品券購入に対する十分な周知を図っていきたいというふうに考えております。

○6番城森史明議員 最後のページにですね、各市町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など、自治体が最も適切と考える実施方法を認めとありますが、この辺でそのいろんな中で自治体が各自工夫しなさいということですよ。

そういう意味で、今回のプレミアム商品券の企画については、その部分はどのような部分であったのか、まず一つですね。

それと低所得者ということで、住民税非課税者となっておりますが、これをなぜそこに限定したのか、もっと広げられなかったのか。

それと、もう一つこの商品券の使い道ですね。例えば温泉の回数券というのがありますよね。公募でした場合、一般店舗じゃなくてそういうところにも使用可能なのか。その3点についてお伺いいたします。

○山口英雄福祉課長 まず、1点目の国が示してあります資料にあります自治体が最も適切と考える実施方法を認めとここに書いてありますけれども、これにつきましては、今、議員が言われた

とおり、各自治体でこれまでですね、このプレミアム付商品券ではなく、これまでも独自にプレミアム付商品券とかっていうのを発行している自治体もごございます。

そういったことの活用も可能だということが一つ、それから今回のプレミアム付商品券事業にあわせて、市独自の上乘せとかですね、そういったものも工夫が可能であるとそういった意味合いでございませう。

今回、本市のこのプレミアム付商品券事業の検討に当たりましては、国の示した基本的な制度で実施するというようにしておりますけれども、本市独自のプレミアム率を上乘せするとか、そういったものは財源的なものもございませうし、本市はまださまざまな対策を講じなければならぬ中であって、そういった多額の財源がいろんな施策に必要となるということも勘案しまして、プレミアム付商品券事業につきましては、国の示した制度どおりで実施するというようにしたところでございませう。

それから、2点目の非課税世帯について対象をもっと広げられなかったかということにつきましても、今の答弁と重なりますけれども、対象を広げるということになりますと、その部分は市の持ち出しということにもなりますので、補助対象外ということになりますので、そういった財源の関係もありますので、今回は国の制度どおりで非課税世帯を対象、それから3歳半未満の子育て世帯を対象ということで実施するというようにしたところでございませう。

それから、3点目の温泉券の利用の関係ですけれども、先ほどの御質問にもお答えしましたとおり、これから使用可能なですね、事業所、店舗を広く募集いたします。その中で、その事業所が、このプレミアム付商品券の利用登録をされ、協力していただけるということになれば、使用可能だと思います。

ただし、プレミアム付商品券は1枚が額面500円でございますので、おつりは交付できないということになっておりますので、500円を超える利用料金であった場合には、使用可能ということになります。

○6番城森史明議員 今回は、消費税が2%アップすることに対するのプレミアム商品券だと思うんですが、そういう意味ではそれをどう考えるかですよね。これをすると2万5,000円ぐらい買えるわけですよね。その2%分が2万5,000円で買えるということでしたら、ある程度、幅広い層にやはりすべきで、例えばさっき立石議員からも出ましたが、非課税世帯がその2万5,000円を半年の間にですね、使用できるのかっていう、正月もありますよね。できるのかっていう問題もありますし、やはりその2%分を考えたときには、やっぱりさらなる低所得者層を、幅を広げてですね、逆に2万5,000円を落としてですよ、そういう考え方もできるわけですよね。

ですから、その辺のことについてはどのように考えて……もう国の指定どおりいけば、その非課税世帯より次の貧困層もありますしですね。それと母子家庭とそういうのもあるわけですよね。その辺のところを考えられないのか。その辺をどう考えてるんでしょうか。

○山口英雄福祉課長 先ほどの答弁と同様でございますけれども、今回の制度、プレミアム付商品券事業の検討に当たりましては、今、議員がお尋ねのように、対象者を広げたり、例えば1件当たりの購入限度額を引き下げた上で、対象世帯を広げるといった御意見もございましたけれども、そういった対象者を広げた部分につきましては、先ほども申しましたとおり、国の補助の対象とならないということで、市の単独での持ち出しということになってしまいます。

そういったことでですね、いろんな解決すべき課題が多い中、多額の財源も必要となると想定されますので、今回のプレミアム付商品券事業につきましては、国が制度設計をしたとおり、低所得者、それから3歳半までの子育て世帯を対象とさせていただいたということでございます。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○13番清水和弘議員 私はですね、これまで枕崎のほうでもいろいろ、このプレミアム商品券というのは販売されていたと思いますけど、この消費先がですよ、私としてはできれば市内の店舗であってほしいと思うんですけど、これまでの経緯としてどのような市内の業者の中で消費さ

れていたのかですね、その辺はどうなってるんですか。

○山口英雄福祉課長 このプレミアム付商品券事業といたしましては、平成27年にも経済対策として行ったところでございます。

その際もですね、今回もそうですけれども、市内に事業所のあるところが対象になっております。今回も市内に事業所のあるところは、公募で応募していただければ全て対象になるということでございます。

今おっしゃられる内容っていうのは、市外に本社のある事業所での使用がどのぐらいあるのかということであろうかと思えますけれども、その部分につきましては、こちらのほうでは把握いたしてないところでございます。

○13番清水和弘議員 500円券ということで10枚セット、しかも生活保護世帯を除くとあるんですけど、やっぱり理由っていうのは何でしょうか、これ。

○山口英雄福祉課長 生活保護世帯を除くのはなぜかという御質問だと思いますけれども、生活保護世帯はですね、基本的に生活保護費で、扶助費で、生活費、経済的な支援というのは受けておりますので、対象外になっているということでございますけれども、そういったことで今回の低所得者分のプレミアム付商品券は、生活保護世帯の被保護者は対象とはなりません。

ただし、子育て世帯に対するプレミアム付商品券につきましては、特に子育て世帯への支援という意味合いでございますので、この子育て世帯分につきましては、生活保護の被保護者も対象となります。

○7番豊留榮子議員 このプレミアム商品券の事業なんですけど、これは本当に国が消費税10%をやり抜こうというその裏工作というか、それにしか見えないですね。

私は、先ほどの城森議員と同じ意見なんですけど、なぜもっと幅広く、やるって国が決めたんなら後は自治体に投げて、中のことは自治体に任せたらいいんじゃないかと思うんですよね。それをそういう決まりをつくって、規約、約束事以外は市の負担になるとかね、おかしいですよこれ。本当にあの低所得者層の方たちのことを考えているなら、もっと真剣に市も取り組んでほしいと思うところなんです。

1人が何セットほど購入されるのか、そういう予測などつくんですか。それと、今までもあったかと思うんですけど、期限内に使い切れなかった商品券というのはどうなるんですか、そこをお尋ねします。

○山口英雄福祉課長 まず、対象者がどれぐらい購入すると予測しているのかということですが、予算措置としては各対象者がですね、上限5セット買っていただくということで想定をしております。

そして、2問目の使用期限内に使用できなかった商品券についてはどうなるのかというお尋ねでございますが、今回のプレミアム付商品券につきましては、国の補助事業が30年度の繰り越しと31年度の事業でございますので、31年度中に——令和元年度ですか、元年度中に完了しないといけないこととなっております。そういったことで、使用期間につきましては、来年の3月末というふうにしております。

その期間内に使用できなかった商品券につきましては、例えば返還してお金を返金するとかといった措置は講じることができないというふうにされておりますので、私どもといたしましては、使用されないプレミアム付商品券が限りなくゼロに近づくように、ちゃんと使用していただきたいということで周知を十分していきたいというふうに考えております。

○7番豊留榮子議員 還元できると一番いいんですけどね、誰かが買い取ってくださるとか、それは期限が迫る少し前に、その調査はできるんですか、どのくらい残って誰が持っているのかっていうのもわかるんですか。それがわかるともうちょっと何かあれかなと思うんですけども。

○山口英雄福祉課長 プレミアム付商品券につきましては、こちらのほうでどなたに幾ら販売したかというのは把握できるかと思えます。

その方がどれだけ使ったかということにつきましては、6,500人分掛ける50枚の商品券があるわけですので、その番号を一つ一つ、ずっと把握するというのは、なかなか事務作業量的には膨大になりますので、困難かと思えますので、なかなかどなたがまだ何枚使用していないとか、そういったことについての把握は現実的には困難だというふうに思っています。

○5番禰占通男議員 今、換金の問題がちょっと質疑されましたけど、3月末日までに使用するというんですけど、販売も2月までですよ。今、福祉課長がおっしゃられたとおり一度販売したものは換金しないということですけど、この小売店舗は換金せんといかんわけでしょう。

ここに4月、これを3つに分けたら20日ごろまでち、そう思われるんですけど、そのぎりぎりになってきて小売店が対応というのは、その小売店の意見とか、そういうのは調べるといふか、聞かれているんですか。

○山口英雄福祉課長 プレミアム付商品券の購入期限は、今、言われたとおり来年2月末まで。そして使用期限は、来年の3月末までとしております。

当然、今お尋ねのとおり換金業務が必要ですので、換金業務につきましては、本日、再度お配りした資料の2ページの一冊下の14番のところに書いてありますけど、4月の中旬までは対応しようというふうに考えております。

○5番禰占通男議員 それとですね、今、先ほども6番議員からも出ましたけど、簡単に言えば、この生活保護者等は除くということと、そうなった場合、住民税非課税世帯ですよ、たしかこれ230万でしたっけね。非課税世帯の対象の上限は幾らでしたっけね。住民税非課税世帯、世帯主の対象等。

○山口英雄福祉課長 住民税の非課税世帯ということですが、その世帯の構成によって異なりますので、一概に幾らというふうには申し上げることはできません。

○5番禰占通男議員 上限はいいんだけど、この生活保護者に近い方の、貧しいけど生活保護は私はもらいません、頑張ってますというのが市民にもいっぱいいますよ。

この方たちが毎日の生活に追われているのに、プレミアム商品券を買う余裕があるのかと、私はいつもこのプレミアム商品券のときは前のときも質問したんですけど、これ実際どうなんですかね、市民の声としては。

毎日の生活にも困っているのに、そんな商品券を買っている暇もないっていう方もおると思うんですよ。そこら辺は行政としてはどのように考えているんですか。

○山口英雄福祉課長 生活にお困りの世帯がその商品券を購入する余裕があるのかということですが、例えば前回の平成27年に行ったプレミアム付商品券事業につきましては、1,000円券が基本でしたので商品券が1セット1万円という額になっておりました。

今回は、それをなるべく所得の低い方でも購入しやすいように500円券の10セットとして買いやすいようにしております。しかも上限5セットですけれども、販売期間の10月から翌年2月までの間はいつでも購入できることになっています。

そういったことで、その期間内にですね、少しでもこのプレミアムのついた商品券を購入していただきたいというふうに思っております、市のほうもそういったことで、なるべく購入しやすいような対策を講じているところでございます。

○11番永野慶一郎議員 資料にございます事業スケジュールを拝見しましたところ、小売店の募集というのが先ほどから再三出ておりますが、6月から開始で7月末をもって募集を2カ月間かけるということですがけれども、広く募集をしますということなんですけども、おおよその目安ですね、大体何店舗ぐらいを考えていらっしゃるのか。広く募集しても集まりませんでしたっけというようなことじゃまた、全くこういった事業をする意味もないんじゃないかなど。

商工会議所のやっている、今、扱ってる店舗数と同数ぐらいは考えているのかっていう、どれぐらい見込んであるのかというのが1点と、換金の件なんですけども、取扱店の方が換金に来られた際に、今、商工会議所の商品券ですと手数料が何%か控除されて、取扱店のほうにお金を換

金されているような状況だとお聞きしますが、今回のこのプレミアム付商品券の換金率っていうのは、手数料を控除するのか、それとも100%取扱店のほうにお金を換金するのかというこの2点、お尋ねをしておきます。

○山口英雄福祉課長 まず、1点目の対象店舗をどの程度想定しているのかということでございますけれども、商工会議所にお伺いしましたところ、現在、商工会議所の共通商品券の加盟店が138あるというふうに伺っております。

ただ、これは平成28年の経済センサスのデータですけれども、その時点で小売業自体だけでも市内に280を超える、300弱の小売業があります。また、このプレミアム付商品券の使用対象事業所というのは、小売業にも限らないわけですので、まださらに事業者としてはあるかと思えますけれども、私どもとしましてはですね、国もできるだけその市内の多くの事業所に参加してほしいということでございますので、どれぐらいというのは想定できませんけれども、できるだけ多くの事業所にですね、協力をいただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の換金手数料の件ですけれども、今回のプレミアム付商品券につきましては、換金手数料はいただかないということにしておりますので、収益につきましては100%事業所の収益というふうになります。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

それでは次に、日程第12号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

○6番城森史明議員 地方税のこの特別法人事業税というのがありますが、この法人事業税を下げて特別法人事業税を創設すると、この関連性はどうなっているんでしょうかね。

○中原重信議長 城森議員。今の質問については、この改正については入っていないそうなんですけれども。（「じゃあ後で」と言う者あり）

○中原重信議長 次に、日程第13号枕崎市防災行政無線同報系デジタル化施設整備工事の請負契約の変更について、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 議案3号の防災行政無線の契約変更、資料が議案と一緒に出てまいりまして、その変更理由はですね、地域コミュニティー無線設備における基地局設備及び再送信局設備の同軸避雷器の設置並びに無線室内の空調機器、これが必要になったということなんですね。

最初に、きょう私のほうで要求しました資料がけさ出されまして、設計図といいたいまいしょうか、出ているんですが、具体的なことを確認しますけど、この昨年の9月議会で当初の契約のときに基地局が7つと。きょうの資料も7つになってるんですね。再送信局が13で、お尋ねしたいのは、この避雷器はそれぞれ全てに避雷器が設置されていくんですかね。

変更金額としては、約でいいんですが150万ぐらいですか、消費税を入れてですね。この単価といいたいまいしょうか、避雷器の単価はどういうふうになっていくんですかね。

それから、2点目にですね、避雷器設置と空調機器設置、これは当初の計画段階では必要性はなかったということで計画をされてきたんですか。なぜ、今になって、これが必要性が出てきているんですかね、その点をお尋ねをします。

○本田親行総務課長 まず、避雷器の設置個数でございますけれども、御指摘のとおり、基地局設備が7局、再送信局設備が13局ございます。

提出しました資料にも記載しておりますけれども、基地局に対しましては、送信機ということになりますので1個、再送信局につきましては、送信機からの受信機、また戸別受信機へとつながる送信機ということで2個設置を計画しておりますので、基地局に7個、再送信局に26個、計33個ということになります。単価につきましては、1基4万円という計画になります。

それから、変更理由についてでございますが、初めに地域コミュニティー無線設備における基地局設備及び再送信局設備への同軸避雷器の設置についてでございますが、防災行政無線同報系デジタル化施設整備工事における落雷対策につきましては、当初、仕様書において、防災行政無線

設備及び地域コミュニティー無線設備を取りつける鋼管柱、資料のほうにも図面が出ておりますけれども、鋼管柱に対して上のほうにございますけれども、鋼管柱に対して避雷針を設置するとともにメイン設備であります防災行政無線設備については、さらに今回取りつけます避雷器を設置することとしておりました。

地域コミュニティー無線設備につきましては、落雷被害に遭ったとしても屋外拡声局からの災害関連情報等の伝達自体には影響が出ないこと、また更新経費につきましても、防災行政無線の更新に比べると比較的安価であることなど、避雷器の設置が計画されておりました。

しかしながら、事業を進めていく中で、市及び施工事業者、設計管理事務所の三者で事業を円滑にするために定例会を設置しておりますが、その定例会の中で、施工事業者のほうから地域コミュニティー無線設備においても落雷が全く否定できるものでもなく、また落雷被害に遭った場合、そのエリアにおいて戸別受信機への情報伝達が途絶えることから、安全対策上、地域コミュニティー無線設備についても避雷器の設置を行ったほうがよいのではないかと提案がなされました。

本市といたしましては、設計管理事務所の意見等も踏まえながら検討を行った結果、地域コミュニティー無線設備についても基地局及び再送信局設備に同軸避雷器を設置することとしたものでございます。

次に、無線室内の空調機の設置についてでございますが、無線室内の空調機につきましては、老朽化により更新の必要がございました。当初、空調機の更新につきましては、今回の防災行政無線同報系デジタル施設整備工事とは別事業として、当初予算に計上しようとしておりました。

しかしながら、今回の防災行政無線同報系デジタル化施設設備工事の財源につきましては、元利償還金について、その70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される緊急防災・減災事業債という有利な地方債を財源としていることから、空調機の更新についても、防災行政無線デジタル化施設整備工事の一連の事業として計画できるのではないかと考えに至り、緊急防災・減災事業債の適用対象を図って、有利に事業を進めていくという考えで変更を行ったものでございます。

○9番立石幸徳議員 どうも私はですね、事業の進め方がおかしいんじゃないかと思わざるを得ないんですよ。といいますのが、この本市の3億9,000万、4億円近くのこの事業がですよ、去年の9月議会で条件つき一般競争入札ということでやったけど、3者が最初名乗りを上げたけど、2者は辞退しましたと。そして、1者のみの入札で、これは1者のみの入札でも有効であるということで1者でやってきたわけですね。

今、聞けば、その事業を進めながら必要性が出てきたと言うんですけど、そんなものは当初からきちっと把握した上で事業予算といましようか、そういうのが出されないといけないんじゃないですか。当初の契約金額からな、150万については随意契約という、そういった捉え方で理解すればいいんですか。

○本田親行総務課長 今回の設計図書の変更につきましては、例規集にございます枕崎市の建設工事請負契約の標準書式、また今回の契約の約款の中でもうたっておりますけども、発注者は必要があると認めるときには設計図書の変更内容を受注者に通知して、契約内容を変更することができるということを約款でうたっております。これをもとに変更契約を行うものでございます。

○9番立石幸徳議員 私は、この契約変更というものはですね、極めて公共工事においては慎重に、しかもきちんとした手順を踏んで取り組まなきゃならないと認識しているわけですよ。

といいますのは、近年でもこれは先ほど南薩衛生管理組合のし尿センター、アクアセンター万之瀬が工事をしながら、三十数億の工事でしたけれども、2億円追加を出せという事例がございました。これは県の建設審査会まで行ってですね、争いになった。

150万という4億円近い金額からすると微々たるもんだというふうに思うかもしれませんが、公共工事というのはそんなものじゃないと思うんですね。

まずその今、総務課長が説明した例規集、その発注側、受注側、今度の件については、どちらに責任があるというふうに我々は理解すればいいんですか。

○**本田親行総務課長** どちらに責任があるということではなくて、先ほど申しましたとおりに、安全対策上、地域コミュニティー無線設備についても避雷器を設置したほうがよいのではないかという事業を進める中での施工事業者、それから設計監理を依頼しております事務所、それから市の中で協議を行った結果、安全対策上、設置していたほうがよいという意見に達しましたので、市のほうから変更をお願いしたものでございます。

○**9番立石幸徳議員** 安全対策ということであれば、当然、当初の設計計画に出されていないといけないですよ。私は、ここで先ほど例を出しましたアクアセンター万之瀬の事例ですね、建設業法の第19条ですよ。建設工事の請負契約の当事者はですね、何をしなければならないかという、当事者の一方から設計変更、いろいろあるんですけどね、途中は省略します。請負代金の額の変更、こういうものをする場合は、その算定する方法に関する定め、本日、契約書を提出してもらいましたけど、これはもう全く契約書の前のやつのがみと、今、契約しようとするやつのがみぐらいになるんですけども、この契約の中身では、今言ったこの請負代金の額の変更についてはどういった定めになってるんですか。

○**本田親行総務課長** 申しわけございません。ちょっと質問の趣旨が理解できずに申しわけございません。もう一回お願いいたします。

○**9番立石幸徳議員** ですから資料要求をしたわけですよ。契約書に書かれているはずですよ。これが今、きょう出されてきました建設工事請負契約書というのは、全くかがみの部分じゃないですか。そのるる、今言った建設業法に基づくですね、いっぱいあるんですけども、工事の内容、請負代金の額とか、工事の終わりの時期とかですね、完成の時期、そういうのもありますけど、この第19条第5項にですよ、請負代金の額の変更をする場合の定めがあるわけですよ。それは契約書ではどういうふうになってるんですか。

○**本田親行総務課長** 先ほども設計図書の変更について標準書式にも掲げてあるということで申しましたけれども、この契約の約款の中にも掲げておまして、読み上げますと、発注者は必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、工期もしくは請負代金額を変更し、または発注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならないと定めております。

ですので、先ほど今回の変更理由でございます避雷器の設置、空調機の設置に伴いまして設計図書の変更がなされましたので、請負代金の金額を変更するものでございます。

○**9番立石幸徳議員** ですから、当初は条件つき一般競争入札で契約を進めとって、追加部分については全くの随意契約ということになるんでしょう。そうじゃないんですかね。

○**本田親行総務課長** 変更部分には、この事業者との随意契約になるわけですけども、40%以内で超えると別契約を起しなさいというような——私の記憶では、申しわけございませんけども40%と理解しておりましたが、今回の契約は、先ほど条項も申しておりますけれども、契約金額を変更できるという条項がございますので、それに基づいて変更したところでございます。

○**9番立石幸徳議員** 30%をですね、私は契約の変更に関する図書まで持ってきているんですよ。30%を超える契約になると、それは最初の契約より別な契約をもう一回取り交わしなさいという規定ですよ。

でも、4億円近い金額から150万つったら30%もない、何%しかないような金額ですが、そういう形で当初の設計にな、ないものを必要性がありましたから設計を変えていきますってどんどんやったって、それは公共工事にはそういう手続はおかしいですよ。そのことを指摘しているわけですよ。必要性があるものだったら、何で最初からその設計に入っていなかったんですか。

○**本田親行総務課長** 変更理由について申しましたが、より安全性を高めること、それからまた、

緊急防災・減災事業債という有利な地方債を活用しておりますので、より安全性を高めるため、また事業を有利に進めるために変更を行ったところがございますけれども、変更契約というのは事業の進捗を進めるため、それから語弊がございますかもしれませんが、変更契約、ほかの契約でも行われてる事業だと考えております。

今回の契約につきましては、1億5,000万円を超える事業ということで議会の議決を必要としたわけですが、今回また提案いたしましたのも、一旦、議会の議決を経て締結した契約については、その変更が当初契約の趣旨に反せず、また著しいものでない場合でも、当初議会の議決を経た事項の内容を変更するものであるから提案する必要があるということに基づいて提案したところがございます。

変更を行った理由につきましては、繰り返しになりますけれども、より安全性の確保を図ること、また事業を有利に進めていくためということで実施いたしましたので、御理解いただきたいと思っております。

○9番石幸徳議員 なかなか、その的を得た答弁が返ってきませんが、この設計はどこが当初から担当されているんですかね、これをお尋ねいたします。

○田中幸喜総務課参事 実施設計の件でよろしかったでしょうか。実施設計、要は工事に入る前の前年度に行った実施設計のことですか。——実施設計につきましては、情報機器エンジニアリングでございます。

○6番城森史明議員 この変更によって3億9,200万ほどになったわけですが、戸別受信機ですね、これを4万程度ということで自己負担が2万ほど発生するということなんですが、非常に高いんじゃないかという市民の声が聞こえるんですよ。ですから、そういう意味でこの戸別受信機に対するその変更というものが今後あり得るのか。

○本田親行総務課長 御指摘のとおり、デジタルの戸別受信機につきましては、五、六万するというので今回、地域コミュニティー事業というのを導入して、戸別受信機の価格を引き下げて普及を図りたいということで、地域コミュニティー事業についても導入しておりますけれども、それでも御指摘のとおり4万程度の高額ということでございます。

今、事業者との詰めの中で3万8,000円程度に下がってくるんじゃないかということで話をしております。

また、それでも高額でございますので、公民館単位で自主防災組織を形成している公民館でございますとか、そういう設置の個人負担に対して2分の1程度の補助を行えるように内部で進めておりますので、高齢者等の情報を入手しにくい方々に災害関連情報等を提供できるように努めてまいりたいと考えております。

○6番城森史明議員 2万円のさらに半額の補助があるということですか。

○本田親行総務課長 戸別受信機の購入経費が3万8,000円程度になると、現在のところですね。受注数によってまた変わってくるかもしれませんが、3万8,000円程度の購入に対して自主防災組織を結成している公民館等に加入している世帯等に対しては2分の1ですので、3万8,000円の2分の1、自己負担が2万円程度にはなってくるようになります。

○6番城森史明議員 自主防災組織を持ってない家庭には、補助はなくて3万8,000円ということですか。

○本田親行総務課長 市公連の中でも、また各公民館の中でも、今、補助制度の考え方ということで広報紙等でも行いましたけれども、周知してございます。

自主防災組織を結成していない公民館につきましては、3分の1補助と考えておりますけれども、自主防災組織の結成率についても9割近くございますので、ほとんどの世帯で2分の1程度の補助が受けられるのではないかと考えております。

○中原重信議長 城森議員。今の質疑については、請負契約と直接関係がありませんので、また別の機会を捉えて、請負契約の……（「総額が変わってくるわけですよ。ですから関連すること

ですがね」と言う者あり）。

○6番城森議員 それでまた、小型受信機が変更になったらまた総額が変更になるわけでしょう。（「ならんでしょ」と言う者あり）いやいや、なりますよ。だって、そしたらですよ、受注数が少なかったら価格は上がることはないんですか。その受注数に応じて価格が変動することはないんですか、受信機のですよ。

○本田親行総務課長 まず初めに、この防災行政無線設備工事の事業と今、6番議員が補助のことをお尋ねですけれども、緊急防災・減災事業債というのが東日本大震災の復旧期間までということで、32年度までこの地方債が適用になっております。公民館等とかの公共的団体に対しては、この緊急防災・減災事業債の対象になるのではないかと考えております。

来年度、公民館に対する戸別受信機の発注補助とかを計画する予定でございますので、現段階で補助率も決まって要綱等も設置しておりません。ですので、この事業の防災行政無線の設置自体とは関連はございますけれども、戸別受信機の補助に対する事業というのは、来年度の予算で計画しているところでございます。

それから、今、発注個数が減れば減るのかということだったですけれども、現段階で最大、その辺も踏まえて3万8,000円程度になるのではないかとという事業者からの話でございます。

○6番城森史明議員 小型受信器に関する予算は来年度決めるので、この総額もそれによって変わってくるという理解でいいんですか。

○本田親行総務課長 この枕崎市防災行政無線同報系デジタル化施設設備工事につきましては、前年度と本年度で終了するものでございます。

来年度行う事業というのは、戸別受信機を個人、公民館に設置されるときに対する補助事業を来年度計画するというところでございますので、この事業はこの事業で今年度完了するもので、戸別受信機の補助額の発注額が、各公民館に対する販売額ですね、それが変更になったからといって、この事業が変更になるものではございません。

○6番城森史明議員 そしたらですよ、この項目の中から戸別受信機というのは除くべきじゃないんですか。私は、やっぱりこの全体を含めてこの総額になっていると読めるので、そういう質問をしたわけですよ。そしたら戸別受信機はこの項目から外すべきじゃないんですか。

○本田親行総務課長 資料の工事内容に書いてある戸別受信機につきましては、予算の中でも御説明しておりますけれども、各公共施設、それから病院等への市が設置する戸別受信機を400個程度計画してるということで、事業内容も説明してまいっております。そのことでございます。

個人に対する戸別受信機の普及を各個人に諮っていくものとは別物でございますので、来年度普及にかかわる補助事業については予算をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○4番沖園強議員 先ほどから、いろいろ質疑、応答があるんですが、大体、契約の変更ということで、当局のやむを得ない事情という位置づけで変更されると思うんですけど、この変更契約書の中で(5)番のその他の事項で、この契約書に記載してあるもののほかは、当初契約書の約定どおりであると、これは何を示しているんですか。

○本田親行総務課長 その上に工事内容ということで別紙のとおりということで、変更内容を資料で添付してございますが、それ以外については変更はないという意味での記載でございます。

○4番沖園強議員 本市の契約規則の中で、第37条ですね、第3項の規定により契約を4号のほうでする場合には、契約担当者が必要に応じ、契約の履行の確保のために提供された補償を変更し、また変更させるものとするようになってるんですが、その補償の部分はどうなされたんですか。

○本田親行総務課長 必要に応じ変更するということになっておりますが、金額が150万程度で0.38%ぐらいに相対的契約額になりますので、そこの必要性については、考えてないところでございます。

○4番沖園強議員 先ほどから、9番のほうからもるる指摘があったんですが、契約のあり方としては、やはりその辺の遺漏がないようにするべきじゃなかろうかと指摘をしておきます。

○5番禰占通男議員 今、課長が前の質問で安全対策上ということを申されていますけど、この近隣の設置状況というはどのようなになってるんですか。これは31年度までの事業でしたよね、確かね、デジタル化についてのあれは。

それでうちはおくれてると思うんだけど、この近隣でもう既に設置したところなどは施工にかかってから、いや設計変更が必要だから追加するという、そういう事例というのはあったんですか、どうなんですか。

○本田親行総務課長 今回の本市の防災行政無線デジタル化施設整備工事におきましては、デジタル化による防災行政無線の再整備ですね、そのほか先ほども質問がございましたけども、戸別受信機の価格を抑えることと、地域の活性化の促進を図るために地域コミュニティー無線システムを構築して、防災行政無線と連携をしていくことにしております。

防災行政無線につきましては、先ほども申しましたが、避雷針のほかに避雷器も設置しております。

この地域コミュニティー無線設備工事もあわせて実施する自治体というのが、県内でも余りございませんので、ここについては先ほど申しましたが、設計上設置されてなかったわけですけども、安全というのが、万が一、落雷の可能性が否定できないので、防災無線自体の放送はできるわけですけども、地域間の放送や戸別受信機への伝達が途絶えてしまうので、より情報手段を確保するために設置するものでございます。

全ての団体が、防災無線と地域コミュニティー無線の設備を行っている状況にございませんので、各市との比較っていうのは難しいところでございます。

○5番禰占通男議員 今、課長がおっしゃられることは重々わかるんですけど、うちは当初から地域コミュニティーにも周波数が合うものは対応できるように取り組むということでやってきたわけでしょう。一応、9番議員からも出ましたけど、私もずっと変更、変更と9月議会でも変更があったわけですけど、9月議会で契約内容で対応できないどうのこうの、2者がおりた条件ですよ。

そういった場合、その設計変更をするときに問題があったんじゃないかと考えざるを得ませんよね。また、1年もたたないうちにコミュニティー放送に対しての安全対策上ということでこういう追加に、安全を迫及してもいいんだけど、その設計段階が何かおかしいんじゃないのと私は考えてるんです。

最初、実施設計をするとそうなった場合、設計業者というのは今までこのうちの防災行政無線とかあれにはかかわってきてるんですか、どうなんですか、今回初めてだったんですか。

○本田親行総務課長 設計についても入札を行っているわけなんですけど、条件としまして九州管内で実績がある業者ということで設計についても入札を行ったわけですけども、本市の従前の防災行政無線の設計を行った事業所ということではございません。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

次に、日程第14号専決処分の承認を求めることについて質疑はありませんか。

○6番城森史明議員 先ほど質問しました件で、該当しますよね。先ほどの特別法人事業税を創設し、法人事業税を低利率にすると、そういう関連についてちょっとお願いいたします。

○神園信二税務課長 地方法人課税の偏在是正措置ということで、平成20年度税制改正で暫定措置として導入されてきておりますけれども、これまで法人事業税、これの一部が国税化されてきております。

地方法人特別税で、それを受けた譲与税というのが創設されておまして、その後、消費税8%への引き上げに合わせまして、26年度税制改正では地方法人特別税は縮小されまして法人事業税に一部還元された一方で、法人住民税の一部が国税化されるというような動きもございま

した。

平成28年度税制改正で、消費税率10%の引き上げに伴いまして地方法人特別税、譲与税、この制度が廃止されまして、法人事業税へ全て復元されるというふうな前提が置かれておりましたけれども、それが私ども提出しております資料1の法人事業税復元後というところまでの段階でございます。

これに伴いまして、地方法人特別税は、特別税、譲与税は廃止をされると。法人事業税全て復元され、それと地方法人税が拡大されるということでございましたけれども、今般、10月1日の消費税率10%の実際の引き上げの段階で、復元後の法人事業税、法人事業税ずっとお話をしておりますが、これは県税の部分でございますが、さらに1回復元をした後、減少をさせると。

税率を減少させて特別法人事業税、従前までは地方法人特別税、譲与税という制度でございましたが、10月1日以降は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税という形で、またその一部を国税化して国のほうに税収としていくと。

これを、従前は交付税の原資等々とされておりましたけれども、全て譲与税原資として国のほうで集約をして、徴税は県のほうが法人事業税と一緒に徴税をいたしますが、これを地方のほうに特別法人事業譲与税という形で配分をするというのが、資料1の1番目のところでございます。

なお、これにつきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、法人事業税の税率の改定等々につきましては県税でございますので、本市の条例改正等はかかってこないと。

今、資料の1につきましては、今般の税制改正の全般的な説明資料でございますので、そのようにごらんをいただきたいと思っております。

ただいま議題となっております専決事項につきましての資料につきましては、資料2ということでお手元のほうにお届けをしておりますので、そちらをごらんいただきながらお尋ねいただければありがたいと思っております。

○6番城森史明議員 改正によって、その税収には関係ないという理解でいいのか、それと市の税収ですよ、譲与税で返ってくるということですが、どのような影響があるのか、それと市の法人関係に対しては具体的にどのような影響があるのか、その辺をお尋ねいたします。

○神園信二税務課長 今回の条例改正とは別途で28年6月の条例改正でございますが、令和元年10月1日から法人市民税、現行の12.1%の税率から8.4%に下がるということは、もう既に議会で御議論いただきまして、議決をいただいているところでございます。

この分につきましては、10月1日以降、法人市民税の税率は下がってまいりますけれども、この減収の補填という意味で、特別法人事業譲与税を創設して、地方の減収補填に充てていくというところでございます。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

次に、日程第15号専決処分の承認を求めることについて質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 時間も大分超過しておりますので、1点のみですね、ほかの部分についてはまた次の機会にお尋ねをしますけれども、この国保の専決処分については、毎年度のごとくこの最高限度額がどんどん上がっていく。そして、今度も限度額100万円近く、最高限度額ですね、もう一方、この軽減世帯もまた、これどんどん毎年度拡充をされる。

国保全体として見ますと、非常にその2極分化といいたいまいしょうか、そういうことがずっと広がってきている。私は非常に異常な制度だと思いますね。

本市の軽減割合、今度の場合もとうとう軽減世帯が対前年993から資料にあるとおり、1,005という1,000世帯を超えるような状況になってますよね。

この過去5年間でいいんですが、国保全体における軽減世帯の割合というのは、ここ5年間で今度の31年、今年度といったほうがいいと思うんですけど、含めてどういう率になってきているのか教えていただきたいと思っております。

○田中義文健康課長 国保世帯全体に対する軽減世帯の占める割合の過去5年間の推移につつま

して、各年度、本課税時点における全被保険者が対象となります医療・後期分の数値で御説明申し上げます。

議員からは、31年度、令和元年度につきましても御質問をされておりますが、今年度につきましてはまだ本課税を迎えておりませんので、平成26年度から平成30年度の数値で御説明をいたします。平成26年度53.9%、平成27年度61.7%、平成28年度61.9%、平成29年度64.1%、平成30年度65.0%という状況になっております。

○9番立石幸徳議員 今、説明があったようにですね、今年度、令和元年度分はまだ本課税ちゃうことにならないんで控えておりますが、当然、先ほど私が申し上げたように、993から1,005にふえるわけですからね、その割合はまたふえます。

ここで、市長にもお願いしておきたいんですが、こういった国保制度っていうのはですね、私は実に異常な制度だと思いますよ。

その全体の中で、まともに払っている方の割合はどんどん減って行って、軽減をされる世帯だけがどんどんふえていくと、片や最高限度額は100万円近くなると。

それは、あと何年かしたらどういう状態になるかというのはわかると思うんですけども、こういう実態をですね、国に何とかこのいびつな制度を改善せよという要望の声を上げていただきたいと、これはお願いしたいんですが、見解があったらお尋ねしときます。

○前田祝成市長 国保制度については大きな課題があるというのは認識しておりまして、全国市長会、そして九州市長会を通じてですね、その要望については引き続きやっていくということで確認しております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

上程中の案件に対し、討論の希望のある方の挙手を求めます。

[討論希望者挙手]

○7番豊留榮子議員 これ全部続けてやっていいんですか。

議案第1号枕崎市一般会計の補正予算について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。このプレミアム付商品券の事業については、ことし10月に予定している消費税10%の増税に関連をして、国が所得の低い人や子育て世帯の消費に与える影響を和らげるとともに、地域における消費を支えることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対して、その実施に必要な経費を国が全額補助するというものですが、実際には日々の生活に追われてるであろう低所得者の方が商品券を購入することはできるでしょうか。商品券購入の申請書が送られてきても、お金に余裕がなく購入できない方がいるとすれば、格差を拡大することになります。

このような消費税絡みのプレミアム付商品券事業ではなく、まず消費税10%の増税を中止すべきと訴えて反対討論といたします。

次に、議案第4号専決処分の承認を求めることについて、専決第2号枕崎市税条例等の一部を改正する条例について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

2019年度地方税法等が改正され、所得税における住宅借入金特別控除、この減税の控除期間が延長になったことに伴い、所得税額から控除し切れない額を個人住民税額から控除する措置についても3年延長というものです。

また、車体課税にかかわる改正のうち、自動車税の恒久減税及び環境性能割の1%の減税、これは消費税10%増税と同時に新設され1年限り、そして消費税増税に伴う景気対策にすぎないことと、都道府県自動車重量譲与税制度の創設や地方揮発油税への税源移譲は、自動車税の恒久減税によって生じる税収減の穴埋め措置であり、地方税の財政拡充にはならないことを指摘して反対討論といたします。

次に、議案第5号専決処分の承認を求めることについて、専決第3号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額にかかわる限度額及び軽減判定所得算定にかかわる基準額の引き上げがなされました。

国民健康保険税の基礎課税額にかかわる課税限度額を現行の58万円から61万円に引き上げられる一方で、国保税の減額に係る減額対象世帯に拡大される2割軽減の対象世帯の現行50万円が51万円に、そして5割軽減の対象世帯の現行27万5,000円が28万円に引き上げられたことは、国保税減額の対象者が広がり評価すべきことですが、課税限度額の引き上げには反対をして、これを討論いたします。

○中原重信議長 これをもって討論を終結いたします。

これから順次、採決いたします。

日程第11号は、起立により採決いたします。

日程第11号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第12号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第13号は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、可決されました。

次に、日程第14号は、起立により採決いたします。

日程第14号は、承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第4号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第15号は、起立により採決いたします。

日程第15号は、承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は、承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

市議会報の編集等の調査研究を行うため、枕崎市議会報調査特別委員会の設置についてを本日の日程に追加し、追加日程第1号として直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1号枕崎市議会報調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

市議会報の編集等の調査研究を行うため、枕崎市議会報調査特別委員会を設置し、その構成は各常任委員会から3名ずつ選出された6名とする。

また、設置期間は調査終了までとし、その調査に要する経費は総額で概ね7万円以内とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、ただいま設置することが決まりました枕崎市議会報調査特別委員会の委員の選任を行います。

枕崎市議会報調査特別委員会の委員に、眞茅弘美議員、上迫正幸議員、禰占通男議員、城森史明議員、永野慶一郎議員、東君子議員を指名いたします。

この際、お諮りいたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、任期中における閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

本件を本日の日程に追加し、追加日程第2号として直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第2号継続調査申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の継続調査の申し出については、配付してあります申し出のとおりとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって本臨時会の議事の全てが終了いたしましたので、令和元年第2回臨時会を閉会いたします。

午後0時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 中 原 重 信

枕崎市議会臨時議長 立 石 幸 徳

枕崎市議会議員 眞 茅 弘 美

枕崎市議会議員 清 水 和 弘